

旧 NHK 岡山放送会館跡地土壤汚染状況調査
業務委託仕様書

岡山市政策局政策部事業政策課

第1章 総 則

1. 1 (適用範囲)

本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議のうえ、受託者の責任において誠実に履行すること。

1. 2 (疑義)

本仕様書及び図面等に明示のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

1. 3 (費用の負担)

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1. 4 (法令等の遵守)

受託者は、本業務の実施にあたり関係する諸法令、規則、設置基準、指針、通達等を遵守しなければならない。

1. 5 (秘密の保持)

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1. 6 (提出書類)

提出する書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。

1. 7 (技術者)

受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、業務の目的を十分に理解し、能力と経験を有した技術者を配置しなければならない。なお、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染調査技術管理者を定め、配置すること。

1. 8 (業務の修正)

業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに該当業務の修正を行わなければならない。

1. 9 (関係官公庁等との協議)

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意を持ってこれに当り、その内容を遅滞なく報告しなければならない。

1. 10 (参考資料の貸与)

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1. 11 (参考文献等の明記)

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すること。

第2章 特記事項

2. 1 (委託業務の名称)

旧 NHK 岡山放送会館跡地土壤汚染状況調査業務委託

2. 2 (調査対象地)

岡山市北区丸の内二丁目 1－104, 105の一部

2. 3 (委託期間)

契約締結日から令和9年1月29日まで

2. 4 (業務概要)

令和8年度に実施した「旧 NHK 岡山放送会館跡地地歴調査業務委託」の結果、土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地及び土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地が確認されたため、本委託において土壤汚染状況調査を実施し、汚染の有無を把握することを目的とする。

2. 5 (業務実施計画)

受託者は、契約締結後速やかに業務実施計画書を作成し、監督員に提出すること。業務実施計画書については、契約書及び本仕様書に基づき次の事項を記載すること。

- ・業務内容（目的・概要）
- ・実施機関（名称・所在地・連絡先）
- ・配置技術者（技術管理者名・技術管理者証番号）
- ・実施方針
- ・業務の順序及び方法
- ・業務工程表
- ・業務体系図
- ・その他必要な事項

2. 6 (準拠する法令等)

本委託は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づいて行うこと。

- (1) 「土壤汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び同施行令、同施行規則及び関係通知
- (2) 「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）」
（令和4年8月環境省水・大気環境局水環境課土壤環境室）
- (3) 「土壤汚染状況調査における地歴調査について」（令和4年8月31日 環水大水発第2208311号）

2. 7 (提出書類)

本委託業務に関する提出書類は、以下のとおりとする。ただし、契約に関する書類は別とする。

(1) 着手前に提出する書類

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ①業務責任者届 | 1 部 |
| 受託者は業務責任者を定め書面により提出しなければならない。 | |
| ただし、本市が不相当と認めた場合は、改めて選任すること。 | |
| ②土壤汚染対策法に基づく指定調査機関であることを証明できるもの | 1 部 |
| ③土壤汚染調査技術管理者であることを証明できるもの | 1 部 |
| ④委託工程表 | 1 部 |
| ⑤委託業務着手届 | 1 部 |
| ⑥再委託届出（再委託を行う場合のみ） | 1 部 |

(2) 完了時に提出する書類

- | | |
|---|-------------|
| ①委託報告書 | |
| 委託報告書の内容は以下のとおりとし、その様式については監督員と事前に打ち合わせを行うこと。 | |
| ・ 報告書 | 2 部（A4 判製本） |
| ・ 上記報告書のデータ（DVD-R 等） | 一式 |
| ・ 打合せ議事録 | 1 部 |
| ・ その他指示した図書 | |
| ②委託写真帳 | 1 部 |
| 調査の状況についてカラー撮影の上、項目別に整理して提出すること。 | |
| 撮影に際しては、委託用塗板にて表示すること。 | |
| ③委託業務完了届 | 1 部 |
| ④その他監督員の指示したもの | |

第3章 業務内容

以下の内容は、第2章特記事項2. 6（準拠する法令等）に基づいて行うこと。

3. 1 業務内容は以下のとおりとする。

（1）試料採取地点の設定及び位置測量

別添（試料採取計画図）の「全部対象区画」及び「一部対象区画」について、単位区画及び30m格子（起点から、東西方向および南北方向に10m間隔又は30m間隔の格子状に、引いた線により区分）を区分する。試料採取地点は、汚染のおそれが生じた場所の位置ごとに設定する。単位区画内に土壤汚染が存在する可能性が高いと認められる部分がある場合には、当該部分における任意の地点、それ以外は単位区画の中心に配置し、位置測量を行う。

「全部対象区画」については、単位区画ごとに設定する。「一部対象区画」については、30m格子内で単位区画が6つ以上ある場合は、当該30m格子内にある一部対象区画のうち、いずれか5つの単位区画、単位区画が5つ以下の場合は、当該30m格子内にある一部対象区画の全てを設定する。

（2）特定有害物質の種類及び土壤試料採取、分析

以下の採取深度にて、指定する検体数の試料採取及び特定有害物質の分析を行うこと。なお、地表面がコンクリートやアスファルト等で被覆されている場合や、アスファルト等の下に砕石や砂利がある場合、落葉、落枝及びその腐朽物等がある場合は、それらを除いた土壤表面を基準とする。

①土壤採取 … 34 地点

汚染のおそれが生じた場所の位置	数量	
	土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
地表面から0.5m	6 地点	17 地点
地表面から0.34m～0.84m	1 地点	－
地表面から0.65m～1.15m	1 地点	－
地表面から0.75m～1.25m	2 地点	－
地表面から0.95m～1.45m	1 地点	－
地表面から4.95m～5.45m	－	6 地点

②土壤分析（土壤溶出量調査及び土壤含有量調査）

第二種特定有害物質（シアン化合物）… 17 検体

汚染のおそれが生じた場所の位置	数量	
	土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
地表面から0.5m	6 検体	4 検体
地表面から0.34m～0.84m	1 検体	－
地表面から0.65m～1.15m	1 検体	－
地表面から0.75m～1.25m	2 検体	－
地表面から0.95m～1.45m	1 検体	－
地表面から4.95m～5.45m	－	2 検体

3. 2 （現地作業時の条件及び注意事項）

現地作業時の条件は以下のとおりとする。

- （１）歩道付近での調査においては、安全管理のため公道側への仮設を設置するとともに交通誘導員等を配置すること。（作業にあたり、必要な各種届出等を受託者にて遅滞なく行うこと。その費用は、受託者の負担とする。）
- （２）試料採取後は、土壌試料採取孔を洗砂等で埋戻しを行い、アスファルト及びモルタル等にてボーリング孔を閉塞し、現状復旧すること。
- （３）試料採取地点については、監督員立会のもと決定すること。
- （４）ボーリング前に、試料採取地点周辺の配管、配線、柵等の確認を行い、地中埋設物の有無の確認を慎重に行うこと。また、地中埋設物が発見された場合は監督員と協議し、監督員の指示に従うこと。
- （５）業務に必要な仮設電気・水道は、原則として受託者にて用意すること。
- （６）分析結果が分かり次第、直ちに速報を提出すること。
- （７）分析結果に基づき、関係法令における対応を関係部署と協議すること。

注意事項は以下のとおりとする。

- （１）業務に関する疑義が生じたときは、監督員と協議し、監督員の指示に従うこと。
- （２）受託者は契約締結後、速やかに監督員と詳細な打合せを行うこと。
- （３）監督員は受託者の行う業務がこの仕様に適合しないと認めた場合、受託者に対し、適合させるように指示することができる。
- （４）本業務の実施に係る現場管理上の事故については、全て受託者の責任とする。
- （５）本業務において既存建物・施設に損傷を与えた場合は受託者の負担にて現状復旧すること。